

別記様式第2号（経営管理権集計面）

面積集権管理統計

この計画に同意する。

住 所 (同上)

四

権利を設定する森林の所有者（甲）
法) 1 節の一部について経営管理権が認

住 所 (同上)

卷之三

共通事項

2. 通事の運営管理標準計画の定めることにより設立される經營管理受託者は、1つの個別事項に定めるとともに、次に定めるとところによる。

(1) 経営管理指に基づいて行われる経営管理の内容
これは、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の經營管理のため、1の個別事項に定めるとところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を収受するとともに、販売収益による収益（以下「販売収益」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を差控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業

(3) 経営管理権の対象となる資本

(4) 積極的監督管理のため、立候補者に対する監督評議会の実施を決定。

の経営運営に直接影響を及ぼす。従来の会社組織は、その効力があるものと、それを行なう権利が、その組織の最高責任者と、その他の権限者とに分離して存在する。したがつて、組織の運営は、原則として、その組織の最高責任者によって行なわれる。したがつて、組織の運営は、原則として、その組織の最高責任者によって行なわれる。

卷之三

(c) 申おなふは、種々の管理施設の目的物に対する固定資本税その他の租税を負担する。

② これは、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる非原生種を実施することが著しく困難となつたときは、この经营監督規則のうち、当該森林に係る部分を取り消すことができる。

(7) 森林への入り口より反対側の道路の利用等、森林へ向かう道筋を防ぐには、この構造の設置が有効である。

(8) 甲への連絡で、既存会員登録情報を提出して登録を完了する。

経営陣等による明確な意思を尊重するものとする。

(9) 以下によると、税務署は簡便の不実申告に対する措置として、(i)に掲げた事項を基準とする。また、(ii)に掲げる事項を実施することができる事項の一部又は全部を実施する。

國人之言，謂此書為「中國第一奇書」，亦非過譽。但此書之奇，並非在於其內容之奇，而是在於其形式之奇。這是一本以詩歌為主體的書，但卻不是一本普通的詩集。它採用了大量的對偶句、韻文、諺語等特殊修辭手法，使得全書讀來朗朗上口，富於韻律感。而且，這本書還包含了大量的歷史知識、哲學思想、風土人情等多方面的內容，讀者可以在享受文學之美時，同時獲得廣泛的文化信息。

(10) 指定の路盤
当該森林の土地が公用又は公益事業の用に供せられるとき

(11) 会員登録の存在認知度の満足度及び満足度における特徴の調査
 (12) 会員登録の存在認知度の満足度及び満足度における特徴の調査

(1) 経営管理の実務的な知識と技術を習得する。
(2) 市場調査、企画立案、製品開発などの実務経験を積む。
(3) 会社組織の運営や人材育成などの実務経験を積む。
(4) 会計、税金、法規等の実務知識を習得する。
(5) プロジェクトマネジメントの実務経験を積む。
(6) ビジネス英語の実務的な知識を習得する。
(7) デジタルマーケティングやデータ分析などの実務知識を習得する。
(8) リーダーシップやコミュニケーション能力を磨く。
(9) チームワークや協調性を養う。

（1）甲から乙、並びに丙の施設の設立を受けていた森林の由部又は小野市に於ける森林の所有権が、甲の所有権に付随する森林の所有権と同一のものであることを認めた。この結果、甲の森林の所有権が、乙の森林の所有権と同一のものであることを認めた。

(1.4) その他の管理指標計画面により設定された基準値を基づきながら支払を受けたものとみなす。



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D) の額の算定方法
所在	地番	林班	小班		【経営管理実施権が設定される場合】
西宇塚	821の2	432	E	(1 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)	(1 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に要する経費として乙が算定した額とする。
西宇塚	826の7	432	E	(2 木材の販売収益の額の算定方法)	(2 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐にかかる経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額とする。
西宇塚	826の14	432	E	(3 伐採等に要する経費の算定方法)	(3 伐採等に要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たつて乙が算定する主伐に係る経費に添付された経費の額とする。
西宇塚	102の1	432	F	(4 留意事項)	(4 留意事項) <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合には、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たつて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な鳥取県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権の設定を受けるに当たつて乙に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たつて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合には、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たつて乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権者が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権者が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行なうものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座